

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第22号

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 投下固定資産額 <u>対象施設等の設置又は整備</u>に必要な地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得価額をいう。</p> <p>(2) 新規常用雇用者 対象施設の設置に伴い新たに増加する従業者のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出により、同法第9条第1項の確認を受けた者で、1週間の労働時間が30時間以上であり、かつ、県内に住所を有するものをいう。</p> <p>(3) 新規短時間労働者 対象施設の設置に伴い新たに増加する従業者のうち、雇用保険法第7条の規定による届出により、同法第9条第1項の確認を受けた者で、1週間の労働時間が20時間以上30時間未満であり、かつ、県内に住所を有するものをいう。</p> <p>2 略</p> <p>(指定の要件)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる<u>対象施設等の区分</u>に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報処理関連施設 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた情報処理関連施設に付随する情報処理関連施設を設置するものでないこと（建物</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 投下固定資産額 <u>当該対象施設</u>の設置に必要な地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得価額をいう。</p> <p>(2) 新規常用雇用者 <u>当該対象施設</u>の設置に伴い新たに増加する従業者のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出により、同法第9条第1項の確認を受けた者で、1週間の労働時間が30時間以上であり、かつ、県内に住所を有するものをいう。</p> <p>(3) 新規短時間労働者 <u>当該対象施設</u>の設置に伴い新たに増加する従業者のうち、雇用保険法第7条の規定による届出により、同法第9条第1項の確認を受けた者で、1週間の労働時間が20時間以上30時間未満であり、かつ、県内に住所を有するものをいう。</p> <p>2 略</p> <p>(指定の要件)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる<u>対象施設の区分</u>に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報処理関連施設 (<u>情報処理サービス業、ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業及びインターネット附随サービス業をいう。以下この号及び別表3のアの表において同じ。</u>) 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた情報処理関連施設 (<u>データセンター、コールセンター及び事務処理センターを含む</u></p>

又はこれに類する施設を新たに設置する場合を除く。)

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が5人(データセンター、コールセンター及び事務処理センターにあっては、10人。以下イにおいて同じ。)以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が5人以上であること。

ウ 企業がその所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、ア及びイに掲げるもののほか、新たに設置する情報処理関連施設の情報処理の用に直接供される部分の面積が廃止する情報処理関連施設の情報処理の用に直接供される部分の面積より増加すること。

(4) 物流拠点施設 次に掲げる要件を満たすこと。

ア～ウ 略

エ 企業がその所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合は、アからウまでに掲げるもののほか、新たに設置する物流拠点施設の物流業務施設(物資の包装、荷役又は保管に係る業務のために専ら設けられる部分をいう。以下エにおいて同じ。)の面積が廃止する物流拠点施設の物流業務施設の面積より増加すること。

む。)に付随する情報処理関連施設を設置するものでないこと(建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合を除く。)

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が5人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が5人以上であること。

ウ 企業がその所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、ア及びイに掲げるもののほか、新たに設置する情報処理関連施設の座席数(情報処理の用に供される端末機器を備えた座席の数をいう。以下同じ。)が廃止する情報処理関連施設の座席数より増加すること。

(4) 情報処理関連施設(データセンター、コールセンター及び事務処理センターをいう。以下この号及び別表3のイの表において同じ。) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた情報処理関連施設(情報処理サービス業、ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業及びインターネット附随サービス業を含む。)に付随する情報処理関連施設を設置するものでないこと(建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合を除く。)

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が10人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が10人以上であること。

ウ 企業がその所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、ア及びイに掲げるもののほか、新たに設置する情報処理関連施設の座席数が廃止する情報処理関連施設の座席数より増加すること。

(5) 物流拠点施設(次号に定めるものを除く。) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア～ウ 略

エ 企業がその所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合は、アからウまでに掲げるもののほか、新たに設置する物流拠点施設の物流業務施設(物資の包装、荷役又は保管に係る業務のために専ら設けられる部分をいう。以下同じ。)の面積が廃止する物流拠点施設の物流業務施設の面積より増加すること。

(5)～(7) 略

(8) 産業用地 企業が工場、試験研究施設、情報処理関連施設又は物流拠点施設（別表7の表において「工場等」という。）を設置する者に対して売却又は賃貸を行う土地の面積の合計が、5ヘクタール以上であること。

(指定の申請)

第5条 条例第3条第3項の規定による申請は、当該対象施設等の設置又は整備に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した助成措置対象企業指定申請書（第1号様式）を知事に提出して行わなければならない。

- (1) 略
- (2) 対象施設等の名称及び所在地
- (3) 対象施設の施設計画又は産業用地の整備計画
- (4) 略
- (5) 対象施設の新規常用雇用者及び新規短時間労働者の数
- (6) 対象施設等の設置又は整備に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結の予定年月日、対象施設の完成又は産業用地の整備の完了の予定年月日及び対象施設の業務開始の予定年月日

(7)・(8) 略

2 略

- (1) 略
- (2) 対象施設における従業員の雇用計画を記載した書類
- (3) 対象施設に設置する環境施設等の設置計画を記載した書類

(6) 物流拠点施設（賃貸する目的で設置するものに限る。） 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた物流拠点施設に付随する物流拠点施設を設置するものでないこと（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合を除く。）。

イ 当該物流拠点施設の投下固定資産額（業務開始前3年以後のものに限る。）が土地の取得価額を除いて10億円以上であること。

ウ 企業がその所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合は、ア及びイに掲げるもののほか、新たに設置する物流拠点施設の物流業務施設の面積が廃止する物流拠点施設の物流業務施設の面積より増加すること。

(7)～(9) 略

(指定の申請)

第5条 条例第3条第3項の規定による申請は、当該対象施設の設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した助成措置対象企業指定申請書（第1号様式）を知事に提出して行わなければならない。

- (1) 略
- (2) 当該対象施設の名称及び所在地
- (3) 当該対象施設の施設計画
- (4) 略
- (5) 当該対象施設の新規常用雇用者及び新規短時間労働者の数
- (6) 当該対象施設の設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結の予定年月日、当該対象施設の完成の予定年月日及び当該対象施設の業務開始の予定年月日

(7)・(8) 略

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 略
- (2) 従業員の雇用計画を記載した書類
- (3) 環境施設等の設置計画を記載した書類

(4)～(9) 略

3・4 略

(変更の届出)

第7条 指定企業は、当該対象施設の業務の開始の日前又は当該産業用地の整備の完了の前に、第5条第1項に規定する事項又は同条第2項に規定する図書若しくは同条第3項に規定する書類の記載事項について変更があったときは、遅滞なく、変更届出書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

2 略

(工事着手等の届出)

第9条 指定企業は、当該対象施設等の設置又は整備に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしたときは、遅滞なく、工事着手等届出書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 略

(業務の開始の届出)

第10条 略

(整備の完了の届出)

第10条の2 指定企業は、当該産業用地の整備が完了したときは、遅滞なく、整備完了届出書（第6号様式の2）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、整備の完了時における当該産業用地の現状を示す図書を添付しなければならない。

(業務廃止等の届出)

第11条 略

(助成金の交付申請)

第14条 条例第5条第2項の規定による申請は、工場、試験研究施設及び物流拠点施設にあっては業務開始後1年以内に、産業用地にあっては整備の完了の日から1年以内に、情報処理関連施設及び地方拠点強化施設にあっては業務開始の日から5年間について1年を経過するごとに、観光施設にあっては業務開始の日から3年間について1年を経過するごとに、次に掲

(4)～(9) 略

3・4 略

(変更の届出)

第7条 指定企業は、当該対象施設の業務の開始の前日に、第5条第1項に規定する事項又は同条第2項に規定する図書若しくは同条第3項に規定する書類の記載事項について変更があったときは、遅滞なく、変更届出書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

2 略

(工事着手等の届出)

第9条 指定企業は、当該対象施設の設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしたときは、遅滞なく、工事着手等届出書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 略

(業務の開始の届出)

第10条 略

(業務廃止等の届出)

第11条 略

(助成金の交付申請)

第14条 条例第5条第2項の規定による申請は、工場、試験研究施設及び物流拠点施設にあっては業務開始後1年以内に、情報処理関連施設、地方拠点強化施設及び観光施設にあっては業務開始の日から3年間について1年を経過するごとに、次に掲げる事項を記載した助成金交付申請書（第8号様式）を知事に提出して行わなければならない。

げる事項を記載した助成金交付申請書（第8号様式）を知事に提出して行
わなければならない。

- (1) 略
 - (2) 対象施設等の名称及び所在地
 - (3)・(4) 略
- 2～4 略

附 則

(この規則の失効)

4 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第12条関係）

- 1・2 略
- 3 情報処理関連施設の助成金の算定
 - ア 情報処理サービス業、ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業、及びインターネット附随サービス業の用に供する施設

区 分	算 定 額
1 略	
2 業務の開始の日か ら2年を経過した場 合	次に掲げる額の合計額 <u>(1) 事務所賃借料の年額の2分の1に 相当する額（上限2,000万円）</u> <u>(2) 助成金の交付申請時の新規常用雇 用者数とその申請前6月の各月末の新 規常用雇用者在職者数の平均のいづれ か少ない方の人数から1の項の(4)に 規定する人数（同項の助成金の交付申 請がない場合は、5人とする。）を減 じた人数（負の場合は、0人とする。） に50万円を乗じて得た額</u>
3 <u>業務の開始の日か ら3年を経過した場 合</u>	次に掲げる額の合計額 <u>(1) 事務所賃借料の年額の2分の1に 相当する額（上限2,000万円）</u>

- (1) 略
 - (2) 当該対象施設の名称及び所在地
 - (3)・(4) 略
- 2～4 略

附 則

(この規則の失効)

4 この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第12条関係）

- 1・2 略
- 3 情報処理関連施設の助成金の算定
 - ア 情報処理サービス業、ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業、及びインターネット附随サービス業

区 分	算 定 額
1 略	
2 業務の開始の日か ら2年及び3年を経 過した場合	<u>事務所賃借料の年額の2分の1に相当する 額（上限2,000万円）</u>

4 業務の開始の日から4年及び5年を経過した場合	(2) 助成金の交付申請時の新規常用雇 用者数とその申請前6月の各月末の新 規常用雇用户在職者数の平均のいづれ か少ない方の人数から、1の項の(4) に規定する人数(同項の助成金の交付 申請がない場合は、5人とする。)と 2の項の(2)に規定する人数を合計し た人数を減じた人数(負の場合は、0 人とする。)に50万円を乗じて得た額 事務所賃借料の年額の2分の1に相当する 額(上限2,000万円)
--------------------------	---

備考 略

イ 略

4 物流拠点施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1・2 略	

備考 略

5 地方拠点強化施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 略	

--	--

備考 略

イ 略

4 物流拠点施設の助成金の算定

ア 物流拠点施設(イに定めるものを除く。)

区 分	算 定 額
1・2 略	

備考 略

イ 物流拠点施設(賃貸する目的で設置するものに限る。)

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地 に設置する場合	投下固定資産額(土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、 家屋及び償却資産の取得価額については業 務の開始の日前3年以後に取得したものに 限る。)に100分の3を乗じて得た額
2 その他の場合	土地の取得価額を除く投下固定資産額(業 務の開始の日前3年以後に取得したものに 限る。)に100分の3を乗じて得た額

備考 県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠
点施設を設置した場合の助成金の算定は、別に定める方法による。

5 地方拠点強化施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地	

(1) 略	略 ア・イ 略 ウ <u>通信機器賃借料（知事の認めるものに限る。）の年額の2分の1に相当する額（上限2,000万円）</u> エ～カ 略
(2) 業務の開始の日から2年、3年、4年及び5年を経過した場合	略
2 略	
(1) 略	略 ア・イ 略 ウ <u>通信機器賃借料（知事の認めるものに限る。）の年額の2分の1に相当する額（上限2,000万円）</u> エ～カ 略
(2) 業務の開始の日から2年、3年、4年及び5年を経過した場合	略

備考 略

6 略

7 産業用地

算 定 額

投下固定資産額並びに土地の測量調査・設計費、補償費及び整備工事費（これらのうち企業が工場等を設置する者に対して売却又は賃貸を行う土地に係るものを除く。）の合計額に、100分の50を乗じて得た額。

に設置する場合	
(1) 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 ア・イ 略 ウ～オ 略
(2) 業務の開始の日から2年及び3年を経過した場合	事務所等賃借料の年額の2分の1に相当する額（上限2,000万円）
2 その他の場合	
(1) 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 ア・イ 略 ウ～オ 略
(2) 業務の開始の日から2年及び3年を経過した場合	事務所等賃借料の年額の2分の1に相当する額（上限2,000万円）

備考 略

6 略

第1号様式（第5条関係）
 (その1)・(その2) 略
 (その3)

(日本産業規格A列4番)
 助成措置対象企業指定申請書（情報処理関連施設）

香 川 県 知 事 殿

年 月 日

申 請 者
 所在地
 名 称
 代表者の氏名
 (担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 情報処理関連施設の名称
- 2 情報処理関連施設の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	㎡	㎡	㎡
建 築 面 積	㎡	㎡	㎡
情報関連施設の面積	㎡	㎡	㎡

(注意) 申請者が所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する情報処理関連施設の敷地面積、建築面積及び情報処理の用に直接供される面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

- 4 投下固定資産額

土 地	円 (㎡、	年 月 日取得)	円
家 屋	円			円
償却資産	円			円
- 5 賃借料 (年間)

事 務 所	円
機 器 (5年以上のリースに限る。)	円
- 6 従業員数

新規常用雇用の数	人
----------	---
- 7 設置計画

(1) 着手(契約)予定年月日	年 月 日
(2) 完成予定年月日	年 月 日
(3) 業務開始予定年月日	年 月 日
- 8 過去の助成金交付の有無

有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
(1) 交付決定年月日
(2) 情報処理関連施設の名称
(3) 情報処理関連施設の所在地
- 9 添付図書目録

(その4)～(その7) 略

第1号様式（第5条関係）
 (その1)・(その2) 略
 (その3)

(日本産業規格A列4番)
 助成措置対象企業指定申請書（情報処理関連施設）

香 川 県 知 事 殿

年 月 日

申 請 者
 所在地
 名 称
 代表者の氏名
 (担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 情報処理関連施設の名称
- 2 情報処理関連施設の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	㎡	㎡	㎡
建 築 面 積	㎡	㎡	㎡
端末機器を有する座席数	㎡	㎡	㎡

(注意) 申請者が所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する情報処理関連施設の敷地面積、建築面積及び情報処理の用に供される端末機器を備えた座席数を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

- 4 投下固定資産額

土 地	円 (㎡、	年 月 日取得)	円
家 屋	円			円
償却資産	円			円
- 5 賃借料 (年間)

事 務 所	円
機 器 (5年以上のリースに限る。)	円
- 6 従業員数

新規常用雇用の数	人
----------	---
- 7 設置計画

(1) 着手(契約)予定年月日	年 月 日
(2) 完成予定年月日	年 月 日
(3) 業務開始予定年月日	年 月 日
- 8 過去の助成金交付の有無

有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
(1) 交付決定年月日
(2) 情報処理関連施設の名称
(3) 情報処理関連施設の所在地
- 9 添付図書目録

(その4)～(その7) 略

(その8)

(日本産業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書(産業用地)

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

申 請 者
所在地
名 称
代表者の氏名

(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 産業用地の名称
- 2 産業用地の所在地(実施場所)
- 3 産業用地の整備計画

(1) 開発事業面積

分譲等用地 ㉔	公共施設用地 ㉕	開発事業面積 ㉔+㉕
m ²	m ²	m ²

(注意) 公共施設とは、整備する産業用地内の道路、公園・緑地、上水道・工業用水道、下水道・排水施設、調整池等をいう。

(2) 開発事業費

	分譲等用地 ㉔	公共施設用地 ㉕	開発事業費 ㉔+㉕
土地の取得価額	円	円	円
家屋及び償却資産 の取得価格	円	円	
測量調査・設計費	円	円	
補償費	円	円	
土地の整備工事費	円	円	
合計	円	円	

(注意) 家屋及び償却資産の取得価格以外については、分譲等用地、公共施設用地、その他用地の全体にかかる費用を面積按分して計上すること。

- (3) 用地取得予定時期 年 月
- (4) 整備工事の着手予定年月日 年 月 日
- (5) 整備工事の完了予定年月日 年 月 日
- (6) 分譲等開始予定時期 年 月

4 過去の助成金交付の有無 有 無

- (1) 交付決定年月日
- (2) 産業用地の名称
- (3) 産業用地の所在地(実施場所)

5 添付図書の目録

第2号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

助成措置対象企業指定書

所在地
名称
代表者の氏名

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により、助成措置対象企業として指定します

年 月 日

香 川 県 知 事

1 指定番号

第 号

2 施設等の名称

3 施設等の所在地

4 指定の条件

第2号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

助成措置対象企業指定書

所在地
名称
代表者の氏名

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により、助成措置対象企業として指定します

年 月 日

香 川 県 知 事

1 指定番号

第 号

2 施設の名称

3 施設の所在地

4 指定の条件

第3号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

変 更 届 出 書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

次のとおり変更があったので、香川県企業誘致条例施行規則第7条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 施設等の名称

2 施設等の所在地

3 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

4 変更の内容

（1）香川県企業誘致条例施行規則第5条第1項に規定する事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	変 更 理 由

（2）香川県企業誘致条例施行規則第5条第2項に規定する図書又は同条第3項に規定する書類の記載事項

図書名又は書類名 及び変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	変 更 理 由

5 添付書類の目録

第3号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

変 更 届 出 書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

次のとおり変更があったので、香川県企業誘致条例施行規則第7条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 施設等の名称

2 施設等の所在地

3 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

4 変更の内容

（1）香川県企業誘致条例施行規則第5条第1項に規定する事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	変 更 理 由

（2）香川県企業誘致条例施行規則第5条第2項に規定する図書又は同条第3項に規定する書類の記載事項

図書名又は書類名 及び変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	変 更 理 由

5 添付書類の目録

第4号様式（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

承 継 届 出 書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

次のとおり承継したので、香川県企業誘致条例施行規則第8条第1項の規定に基づき届け出ます。

- 1 施設等の名称
- 2 施設等の所在地
- 3 被承継人
所在地
名 称
代表者の氏名
- 4 承継の年月日
年 月 日
- 5 承継に関する事実
- 6 指定の年月日及び番号
年 月 日 第 号
- 7 添付書類の目録

第4号様式（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

承 継 届 出 書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

次のとおり承継したので、香川県企業誘致条例施行規則第8条第1項の規定に基づき届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 被承継人
所在地
名 称
代表者の氏名
- 4 承継の年月日
年 月 日
- 5 承継に関する事実
- 6 指定の年月日及び番号
年 月 日 第 号
- 7 添付書類の目録

第5号様式（第9条関係）

(日本産業規格A列4番)

工事着手等届出書

年 月 日

香川県知事 殿

所在地
名称
代表者の氏名

次の施設等の設置又は整備の工事に着手（契約締結）したので、香川県企業誘致条例施行規則第9条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 施設等の名称

2 施設等の所在地

3 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

4 工事着手（契約締結）年月日

年 月 日

5 添付書類の目録

第6号様式（第10条関係）

略

第5号様式（第9条関係）

(日本産業規格A列4番)

工事着手等届出書

年 月 日

香川県知事 殿

所在地
名称
代表者の氏名

次の施設の設置の工事に着手（契約締結）したので、香川県企業誘致条例施行規則第9条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

4 工事着手（契約締結）年月日

年 月 日

5 添付書類の目録

第6号様式（第10条関係）

略

第6号様式の2（第10条の2関係）

（日本産業規格A列4番）

整備完了届出書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

次の産業用地の整備工事が完了したので、香川県企業誘致条例施行規則第10条の2第1項の規定に基づき届け出ます。

1 産業用地の名称

2 産業用地の所在地

3 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

4 分譲（賃貸）の開始年月日

年 月 日

5 添付図書の目録

第7号様式（第11条関係）

略

第7号様式（第11条関係）

略

第 8 号様式（第14条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

助 成 金 交 付 申 請 書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

香川県企業誘致条例第 5 条第 1 項の規定により助成金の交付を受けたいので、同条第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 施設等の名称

2 施設等の所在地

3 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

4 交付を受けようとする助成金の額

円

5 算定の基礎

6 添付書類の目録

第 8 号様式（第14条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

助 成 金 交 付 申 請 書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

香川県企業誘致条例第 5 条第 1 項の規定により助成金の交付を受けたいので、同条第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

4 交付を受けようとする助成金の額

円

5 算定の基礎

6 添付書類の目録

第9号様式（第15条関係）

（日本産業規格A列4番）

助成金交付決定通知書

所在地
名称
代表者の氏名

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、香川県企業誘致条例第5条第3項の規定により次のとおり決定したので、香川県企業誘致条例施行規則第15条の規定に基づき通知します。

年 月 日

香 川 県 知 事

- 1 施設等の名称
- 2 施設等の所在地
- 3 指定の年月日及び番号
年 月 日 第 号
- 4 助成金の額
円

第9号様式（第15条関係）

（日本産業規格A列4番）

助成金交付決定通知書

所在地
名称
代表者の氏名

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、香川県企業誘致条例第5条第3項の規定により次のとおり決定したので、香川県企業誘致条例施行規則第15条の規定に基づき通知します。

年 月 日

香 川 県 知 事

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 指定の年月日及び番号
年 月 日 第 号
- 4 助成金の額
円

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。